

議案第109号

芽室町国民健康保険条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

平成30年3月2日提出

芽室町長 宮 西 義 塁

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1章の章名を次のように改める。

第1章 この町が行う国民健康保険の事務

第1条中「保険」の次に「の事務」を加え、「定があるもののほか」を「定めがあるもののほか」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条の前の見出し及び同条中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第9条第1項中「1万円」を「3万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の芽室町国民健康保険条例第9条第1項の規定は、本条例の施行日以後に行った葬祭に基づく葬祭費の支給について適用するものとし、施行日前に行った葬祭に基づく葬祭費の支給については、なお従前の例による。

説 明

国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い関連する部分の改正を行うこと、また、平成30年度からの国民健康保険制度都道府県化に伴い葬祭費の額を全道一律に3万円とすることから、本条例を改正するものであります。

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1章 <u>この町が行う国民健康保険の事務</u>	第1章 <u>この町が行う国民健康保険</u>
第1条 この町が行う国民健康保険 <u>の事務</u> については、法令に <u>定めあるもの</u> のほか、この条例の定めるところによる。	第1条 この町が行う国民健康保険については、法令に <u>定があるもの</u> のほか、この条例の定めるところによる。
第2章 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (<u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数</u>)	第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (<u>国民健康保険運営協議会の委員の定数</u>)
第2条 <u>市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （以下「 <u>協議会</u> 」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 一略一 (葬祭費)	第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u> （以下「 <u>協議会</u> 」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1)～(3) 一略一 (葬祭費)
第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として <u>3万円</u> を支給する。	第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し葬祭費として <u>1万円</u> を支給する。

改正案	現 行
<p>2 一略一 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の芽室町国民健康保険条例第9条第1項の規定は、本条例の施行日以後に行った葬祭に基づく葬祭費の支給について適用するものとし、施行日前に行った葬祭については、なお従前の例による。</u></p>	<p>2 一略一</p>